

教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために

Q A 集

平成15年3月

大阪府教育委員会

活用する前に

教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、極めて悪質で許すことのできない人権侵害行為です。平成14年度には、新聞等により報道されたように、セクシュアル・ハラスメント（不快にさせる「性的な言動」だけでなく「性犯罪」も含む）が、府内の学校で連続して生じました。このことにより、6名の加害教職員が懲戒免職等の処分となりました。

このような行為を未然に防止するには、今一度、全ての教職員が、児童・生徒の一人ひとりの人権を尊重し擁護する責務を負っているということを自覚し、教育活動を推進しなければなりません。

そこで、児童・生徒の人権擁護の観点にたって、教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを根絶することを目的として本冊子を作成しました。

1 QA編

教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントが児童・生徒に与える影響の重大性は、多くの方が認識していると思います。しかし、その正しい認識や生じた場合の対処について正しく理解している人は意外と少ないために、初期対応を誤り、解決を難しくしてしまう場合もあります。

第1章「セクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるために」では、セクシュアル・ハラスメントの基本的な考え方、そしてその特徴と教職員の責務についてまとめています。

第2章「未然に防止するために」では、児童・生徒が安心して学校生活を営むための未然防止のポイントについてまとめています。

第3章「障害のある児童・生徒を被害者にしないために」では、具体的な事例をあげて留意点についてまとめています。

第4章「早期に発見するために」では、事象が表面化しにくい原因について考えるとともに、早期発見のために必要なことについてまとめています。

第5章「被害の訴えがあった時に、学校として適切に対応するために」では、セクシュアル・ハラスメントが生じた時の学校の対応について述べました。児童・生徒の相談にあたる際の配慮事項、児童・生徒のケア、加害者への対応、情報管理、教育委員会との連携等についてまとめています。

第6章は、セクシュアル・ハラスメントの事象が生じた時の学校の対応についてまとめています。事象が生じた場合の学校の対応については、この章を参考にしてください。

2 事例研究編

第7章に紹介する事例は、実際に生じた事象をとりあげたものではなく、セクシュアル・ハラスメントを防止するため教職員研修で活用することを目的として作成しました。これらの事例を教材として、問題点や適切な対処法などについて研究協議するなど、実践的な校内研修に活用してください。

3 資料編

第8章では、校外の相談機関と、各市町村の教育委員会の相談窓口を掲載しています。セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けた時、関係諸機関との連携が必要な時の参考として活用してください。

第1章 セクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるために

Q1 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントとは？

A1 児童・生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権に対する侵害行為で、決して許すことのできない行為です。

1 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについての基本的考え方

教職員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいいます。この「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指します。また、性別により役割分担すべき、とする意識が根底にあることに基づく言動も含まれます。

学校における教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、学業を遂行するうえで、学習意欲の低下や喪失を招くなど、不利益を与え、就学環境を著しく悪化させるものです。

2 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの特徴

教職員と児童・生徒の間には、指導する側とされる側、学級担任と児童・生徒、部活動顧問と部員、そして大人と子どもというように何重にも大きな力関係が存在するため、セクシュアル・ハラスメントを児童・生徒が拒否することが困難な状況にあり、被害が表面化しにくいことが特徴です。

Q2 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動には、どのようなものがありますか？

A2 セクシュアル・ハラスメントとは、「相手の意に反した性的な発言やふるまいによって、周囲に不快感を与えること」です。

言動が「自分がされたらどう感じるのか」、「自分の配偶者や子どもがされたらどう感じるのか」という視点で考えてみるのが極めて重要です。

学校におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員の児童・生徒の人権に対する認識が不十分であるとともに、性差別意識や固定的な性別役割分担意識が背景となって発生しています。また、性的なマイノリティに対する人権意識の希薄さから生まれる場合もあります。

そして、教職員自身が、自らの言動がセクシュアル・ハラスメントであることに気づいていない場合もあります。そこで、以下の事例を参考にして、何がセクシュアル・ハラスメントになり得るのか、十分に認識する必要があります。

1 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動の例

(1) 性的な関心、欲求に基づく発言

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする
- ・宿泊を伴う学校行事において、児童・生徒を教職員の部屋に呼び、性的な質問をする
- ・生理を理由に授業等を休む児童・生徒に対し、月経周期等を必要以上に質問をする
- ・ちかんの被害を受けた児童・生徒に対し、「短いスカートを着ていたからだ」と被害者にも責任があるような言い方をする

(2) 性的な関心、欲求に基づく行動

- ・職員室にあるコンピュータの壁紙を水着姿の女性の写真にする
- ・水泳等の指導で、必要以上にじろじろと見つめる
- ・指導の際、必要がないのに肩や背中に触れる
- ・特定の児童・生徒を何度も呼んで、ひざの上へのせ、抱っこをする

- 2 性別により役割分担すべきとする意識が根底にあることに基づいた、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動の例
- ・「女の子なのだから、掃除をきちんとしなさい」と叱る
 - ・泣いている男子に、「男のくせに、根性がない」と言う
 - ・女子だけに対して、お茶くみや掃除などを強要する

Q 3 教職員の責務とは何ですか？

A 3 教職員は、児童・生徒の人権を擁護する責務があります。そして、下記の事項を十分認識し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努める必要があります。

- ・被害児童・生徒、保護者のみならず、社会全体の学校教育に対する信頼を失わせるものであり、学校の危機を招く
- ・その行為により、当事者（加害教職員）は懲戒免職等の処分を受ける場合がある
- ・地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為にあたる
- ・加害者はもとより管理監督者（学校においては校長）も責任が問われる

文部省及び国立学校等を対象に、文部省における人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図ることを目的として定められた「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年文部省訓令）」を引用します。

（職員の責務）

第三条 職員は、この規程及び文部省大臣官房人事課長が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

（監督者の責務）

第四条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

大阪府教育委員会も、文部省大臣官房人事課長が定める指針に基づいて、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために（平成11年3月）」を策定しています。教職員はもちろんのこと、とりわけ監督者は、その責務を十分に認識しておく必要があります。

第2章 未然に防止するために

Q4 セクシュアル・ハラスメントの未然防止のためのポイントは何ですか？

A4 教職員は、児童・生徒の一人ひとりの人権を尊重するとともに、他者を尊敬し、思いやる心を持たなければなりません。子どもの心の痛みや深い悩みについて、教職員一人ひとりが、自らの問題として受け止めることのできる感性を身につけ、人権意識を高めることが、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための最も重要なポイントです。

各学校においては、教職員の共通理解を図るため、研修を実施するとともに、日頃から相手に不快感を与えるような言動に対し、互いに指摘し合える人間関係を醸成することが大切です。すべての教職員が、セクシュアル・ハラスメントは許されない行為であることについて理解を深め、学校全体で未然防止に努めなければなりません。

セクシュアル・ハラスメント等の未然防止について考えてみます。

1 教職員の児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な心構え

教職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければなりません。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により違いがあり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。具体的には、次の点について注意しなければなりません。
 - ・親しさを表すつもりの方の言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること
 - ・不快に感じるか否かには個人差があること
 - ・この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと
 - ・相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと
- (2) 相手が拒否する、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- (3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。セクシュアル・ハラスメントを受けた児童・生徒が、教職員との人間関係を考え、拒否することができないなど、教職員と児童・生徒の間では拒否の意思表示ができないことも少なくありません。また、それを同意や合意と勘違いしてはいけません。自分の言動が、全ての相手に受け入れられるものであるのか、客観視して判断する必要があります。

2 教職員研修の実施

- (1) 具体的な事例を教材とし、分析・協議を通じて、セクシュアル・ハラスメントについて教職員の共通理解を深めるようにします。
- (2) 日常的な教育活動を、男女平等教育と子どもの権利を守る視点から点検し、自らの意識や行動の問題点に気づくようにします。

3 すべての教職員が児童・生徒を見守る学校体制づくり

- (1) 児童・生徒について、教職員が気づいたことについて学校全体で話ができる雰囲気をつくるのが大切です。児童・生徒は話しやすい人に自分の悩みを打ち明けたり、また、日常の何気ない会話の中で自分の気持ちをもらすことがあります。児童・生徒の日常的な行動の変化を的確に把握することにより、内面の変化にも気配りできるようにする必要があります。
- (2) 学校全体として未然防止の取組を推進する校内組織を整備・充実しなければなりません。
- (3) 設置した校内組織において、教職員研修計画及び指導計画を立案します。日常的な教育活動のなかで、自らの意識や行動の問題点に気づくことができるよう努めます。また、学校は様々な角度から人権意識を向上する研修を行い、教職員は自己研鑽に努めなければなりません。
- (4) 児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントにも迅速に対応できるよう、生徒指導体制

を構築する必要があります。

- (5) 日頃から児童・生徒との信頼関係の醸成に努め、児童・生徒が相談しやすい環境を整備する必要があります。

4 セクシュアル・ハラスメントの被害を防止するための児童・生徒に対する教育

- (1) 児童・生徒自身が、何がセクシュアル・ハラスメントであるのかを正しく認識し、自分が不快に感じた性的言動を受けた場合に、具体的に相手に伝えることのできる力、相手に対し明確に拒否の意思表示ができる力、性的被害に遭いそうになった場合はその場から逃げる、信頼できる人にすぐに相談するなどの対応力を育成します。
- (2) 男女平等教育、性教育等、子どもの権利に関わる教育などを計画的に実施します。
- (3) 校内の相談窓口や「すこやか教育相談」の活用について具体的に周知します。
- (4) 最近の事象が示すようにインターネットや携帯電話の普及に伴い、児童・生徒たちが性的暴力の対象となる可能性が高まっていることに留意し、情報通信機器の望ましい利用法について指導します。

5 家庭、地域への働きかけ

- (1) 学校は、家庭、地域にむけて児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントに関する、正しい知識、情報を共有するための啓発を行います。
- (2) 学校で行っている性教育等の内容を広報することにより、児童・生徒の健康安全指導全般について協力を求めます。

第3章 障害のある児童・生徒を被害者にしないために

Q5 障害のある児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントの防止のためのポイントは何ですか？

A5 大阪府教育委員会が出した「セクシュアル・ハラスメント防止のために 障害のある児童・生徒の指導や介助方法における留意点（平成12年7月）」を参考にします。

1 セクシュアル・ハラスメント防止のための視点

- (1) 児童・生徒や保護者との信頼関係を日頃から培っておく。
- (2) 児童・生徒の意思を可能な限り確認する。
- (3) 必要以上の身体接触をなくすよう、施設設備の利用上の工夫・改善に努めるとともに、介助方法についての研修や共通理解を深める。
- (4) 身体的な接触を伴う介助が必要な場面では、複数で対応するようにするとともに、開かれた空間で行うようにする。
- (5) 介助は同性が行うことを原則と考え、同性であっても児童・生徒に性的な不快感を与えることがないように配慮する。

2 具体的事例を通しての留意点

(事例) 《登校時の挨拶など、親愛の感情を伝える場合》

「おはよう」といいながら、教職員が児童・生徒に抱きつく。

(留意点) スキンシップは親愛の感情を伝える有効な方法の一つであると言われていますが、児童・生徒に対して不必要な接触は行わないようにします。

(事例) 《乗り物、通学バス乗降時や車椅子の介助の場合》

背後から抱きかかえる時に胸を押さえたり、お尻を必要以上に触る。

(留意点) 身体の大きな児童・生徒を乗り物に乗せたりする場合、背後から抱きかかえる方法が行われています。その際、女子生徒の胸部を手で押さえてしまうことがあり、生徒に不快感を与えます。また、脚部を保持する場合も、必要以上に臀部に手を当てる行為は周囲から見ても不快と感じられるので行わないようにします。乗り物やバスの乗車に関しては、介助しやすくなるよう座席の位置等を工夫したり、「ここを持って、これから抱くよ」と児童・生徒に説明して、可能な限り本人の了解を得て介助を行います。

(事例) 《自立活動等の指導を行う場合》

自立活動等を行う場合、教職員が直接、児童・生徒に身体接触する必要があるが、その際、一対一の状況の中で過度な接触が生じる。

(留意点) 自立活動等の身体接触を必要とする実習を計画・立案する時、その内容だけでなく、その方法についても、担当者は本人や保護者と十分相談しておかなければなりません。身体接触については、真に必要なものかどうか、あるいは、補助的な方法が採用できないかなどについても検討しておく必要があります。

(事例) 《更衣について介助や指導を行う場合》

更衣の介助や指導を教室で行う時、カーテンだけで仕切りがしてある場合、更衣の様子が周りからも見える。

(留意点) 男子児童・生徒と女子児童・生徒との同じ教室での更衣を避けます。また、児童・生徒に応じた更衣の介助や指導が必要ですが、年齢にふさわしい更衣場所を確保する必要があります。また、更衣場所を児童・生徒だけの状態にしないことが大切です。また、カーテンで仕切りをする際には、周りから見えないように配慮する必要があります。

(事例) 《トイレ時の介助の場合》

トイレ時の介助の際に、異性の教職員が介助する。教室内で他の児童・生徒がいる中でおむつを替える。

(留意点) 小学校低学年の児童に対するトイレ時の介助においても、トイレ内での指導や介助は1対1になってしまうため、同性が介助することが原則です。おむつ交換はトイレ内に交換場所を確保すべきですが、やむを得ず、教室内でおむつ交換を行う場合は、他の児童等がいない場所で行う必要があります。

(事例) 《給食時の介助の場合》

食事のための姿勢を保持しながら介助する際、教職員が膝の上に抱いたり、背後から身体を支えたりする場合があります。その時、身体が密着する。

(留意点) 姿勢保持の介助は、安全に食事を行うために必要なことですが、教職員と児童・生徒との間にスペースを確保する補助具を活用するなど、可能な限り身体の直接接触を避ける工夫に努めます。介助の方法については、補助具の使用も含め事前に本人や保護者と十分に相談しておく必要があります。

(事例) 《移動時の介助の場合》

高学年の児童・生徒と教職員が手をつないだり、腕を組んだりして歩く。

(留意点) 常に付き添わないと危険を伴うなどの障害のある児童・生徒については、安全確保の観点から、教職員が手をつないだりする場合があります。その際には、周りから見ても一般的に不快と思われるケースもあるため、やむを得ない場合を除き、児童・生徒に対して不必要な接触は行わないようにします。

第4章 早期に発見するために

Q 6 学校でセクシュアル・ハラスメントの被害が表面化しにくいのは、なぜですか？

A 6 以下の点が主な原因と考えられます。

- 1 教職員がセクシュアル・ハラスメントの被害のシグナルをとらえていない場合やそのための学校体制ができていない
 - (1) セクシュアル・ハラスメントの被害が要因となって、抑うつ状態や学校を休みがちになるなどの児童・生徒の発するシグナルを教職員が受け止めきれていない。
 - (2) 教職員と児童・生徒の信頼関係が良好でないため、教職員が発見できない。
 - (3) 教職員間の連携が良好でないため、被害にあった児童・生徒の相談を一人の教職員が抱え込んでしまう。
 - (4) 学校において相談窓口が児童・生徒へ十分に周知されていなかったり、相談体制が機能していない。
- 2 児童・生徒が、教職員との大きな力関係の差からくる圧力を感じている
 - (1) 加害の教職員が児童・生徒の成績をつけることができたり、部活動の顧問としての権限を持っているなど、無言の圧力をかけ、意思表示できない気持ちになるよう仕向ける。
 - (2) 加害の教職員が「このことを言っても、誰も信じてくれない」、「言ったら、内申書にひびくぞ」と脅す。
 - (3) 被害者本人が加害の教職員から、「いい子だからこのことは誰にも話すなよ」と言われると、秘密にしていなければならないと誤信させられ、秘密にしてしまう。
- 3 児童・生徒自身がその行為をセクシュアル・ハラスメントだと認識できていない
 - (1) 児童・生徒が嫌がる言動であっても、その行為をセクシュアル・ハラスメントだと認識することが困難である。
 - (2) 教職員や相談員に対して助けを求める方法が分からない。
- 4 被害申告することが及ぼす結果や周囲への影響に被害者が気を使う
 - (1) 事実を周囲の人に知られると恥ずかしいと思っている。
 - (2) 相談したら自分にも悪い点があると言われるかもしれないと不安に思っている。
 - (3) 「トラブルメーカーと言われたくない」という気持ちを持っている。
 - (4) 「私のせいで、先生が辞めさせられる」、「処分されるとかわいそう」と考える。
 - (5) 相談した友人や教職員から「あの先生は、そんなことをする人ではない」、「たいしたことではない」と説得され、自分の感情を封じ込めてしまう。
- 5 身近に信頼でき相談できる教職員等がない
 - (1) 学校の中に信頼して相談できる教職員がない。
 - (2) 保護者に相談しても、信じてもらえず、取り合ってもらえない。
 - (3) 保護者は自分の言うことよりも教職員の言葉を信じてしまうと考えて、申し立てをしない。
 - (4) 児童・生徒が日頃から保護者と性について話ができる関係ができていないため、セクシュアル・ハラスメントについて保護者に相談することができない。

**Q7 . セクシュアル・ハラスメントの被害を早期発見するためにはどうすればいい
ですか？**

A7 下記の事項に留意する必要があります。

1 児童・生徒のシグナルを見逃さない

被害を受けている児童・生徒が発する様々なシグナルを受け止めることができるように、教職員が日頃から、児童・生徒の様子を観察しなければなりません。シグナルについては年齢、性別、学校状況、家庭状況などによって異なることを理解しなければなりません。例として、食事や睡眠の状況について把握する必要があります。そして、複数の教職員が見ることが大切です。

2 教職員と生徒との間の良好な人間関係を構築する

身近に関心を持って見守ってくれている大人がいるという安心感が、大人との信頼関係をつくり出します。教職員が児童・生徒に積極的に声をかけ、児童・生徒の言うことを先入観なく聞き、児童・生徒自らが語ろうとする力を引き出すためには、日頃から教職員と児童・生徒の良好な関係を構築していくことが大切です。

3 教職員間の綿密な連携体制を構築する

すべての教職員が児童・生徒を見守るという校内体制をつくり、児童・生徒の変化に気づいたら、速やかに、学校全体で協議ができる体制をつくる必要があります。

児童・生徒は話しやすい人に、また、何気ない会話の中で自分の気持ちをもらすことがあります。児童・生徒の訴えに対して、その情報が一人の教職員だけのものにとどまらず、また課題を抱え込んだりしないように、教職員間の連携ができている必要があります。

4 速やかに相談できる窓口を周知する

教職員は、学校内に児童・生徒が速やかに相談できる窓口をつくり、学校外の関係機関（25ページ）とともに児童・生徒と保護者に周知します。

第5章 被害の訴えがあった時に、学校として適切に対応するために

Q 8 被害を受けた児童・生徒の相談にあたる場合、どのようなことに配慮しなければなりませんか？

A 8 必ず複数の教職員が相談にあたり、少なくとも1名は被害を受けた児童・生徒と同性の者が加わります。

1 児童・生徒が安心できる雰囲気をつくる

相談はプライバシーを守ることができる部屋で行い、被害を受けた児童・生徒がゆったりとした気持ちで話せる雰囲気を作り、安心して話ができる場であることを言葉で伝えます。

- (1) 「話に来てくれてありがとう」
- (2) 「ここで話すことは『告げ口』ではないから、安心して、話してください」
- (3) 「あなたが悪いのではない」
- (4) 「あなたの了解なしに相手（加害者とされる教職員）に連絡はしません」
というように話すことで、子どもが安心して話ができる雰囲気をつくります。

2 先入観を持たない

被害者は個々に違う反応を示すものです。元気そうであったり、理路整然と話して冷静そうに見える、平気なように見えても、深く傷ついて心にダメージを受けていることがあることに留意しておく必要があります。次のような先入観を持って聞き取りをしてはいけません。

- (1) (被害者に) 「そんなにたいしたことないじゃない」、「元気そうだ」
- (2) (加害者に) 「やりかねない」、「絶対しないだろう」

3 児童・生徒のペースにあわせる

話の内容がなかなか結論に向かわなかったり、前後関係がわかりにくい場合や同じ話が何度も出て、くどいと感じる場合があっても、話を遮ったり、結論を急がせることなく、話を最後まで聞き、本人が何を望んでいるのかを聞き取る必要があります。

被害の程度、本人の価値観、心理状態等により、どうしたいのかは個々の児童・生徒で違います。本人自身がどうしたいのかははっきりしない場合もあります。話を聞くなかでどうしたいのかを聞き取っていきます。その際、教職員が誘導することのないように注意する必要があります。

- (1) 「もし話をしていて、とてもつらくなったら、無理に話さなくてもいいですよ」という声かけをしてから、聞き取る。
- (2) 「話せる時がきたら話してね」というスタンスでゆとりを持って聞く。
- (3) 前後関係がわかりにくかったり、くどいと感じる場合においても、事実確認を急がずに最後まで話を聞く。

4 二次被害を起さない

「本当なのか」、「なぜ逃げなかったのか」など被害者の言葉に疑問を挟むことにつながる発言や被害者の非を責めるような発言は絶対にしてはいけません。児童・生徒の訴えに対する共感の気持ちを言葉に表して伝え、折に触れ、「悪いのは加害者で、あなたは悪くない」というメッセージを伝える必要があります。次のようなことはしてはいけません。

- (1) 疑う、被害を受けた側に非があるように言ったり責める。
 - ・「本当なの？」
 - ・「いやと言わないとわからないよ」
 - ・「あなたの授業態度、生活態度の方が問題だ」
 - ・「そんな格好をしているからだ」
- (2) 加害行為を容認するような発言をする。
 - ・「あなたの考えすぎじゃないの」
 - ・「世の中にはその程度のことはある。聞き流せばいい」
- (3) 加害者とされている教職員をかばう。
 - ・「そんなことをする人ではない、誤解だろう」
 - ・「あなたのことを思っていたことだから、その先生の気持ちも考えなさい」

- (4) 過剰に励ます。
 - ・「とにかく頑張ろう、ここで休んだら負けになる」
- (5) 自分の意見や感情を押しつける。
 - ・「そうは思わないなあ」

無理に聞き取るうとしたり、問いつめたりすることは被害者である児童・生徒の心の傷をかえって深めてしまうこととなります。すべての教職員が最初の相談員になる可能性があるため、相談のスキルを身に付けることが必要です。また、最初の相談を受けた教職員の対応が被害者のケアの第一歩となります。

したがって、相談を受ける際の基本姿勢を相談窓口に当たる教職員だけが研修すればよいのではなく、すべての教職員が研修をすることが必要です。

5 被害を受けた児童・生徒の「自尊感情」を育む

性暴力の被害者は、本人が自覚するしないにかかわらず、自らに責任があり、自分が悪いと自らを責める場合があります。自己決定する意欲を持つようになることは、自分への信頼感の回復につながります。相談にあたる教職員は、被害児童・生徒の回復への支援を主な目的とすべきであり、指導ではないことを留意することが大切です。

しかし、被害者が回復のため何をすればよいかわかっているケースは少ないため、解決するための方法を講じたり、助言をします。また、被害児童・生徒の心の傷が大きく、相談者との話し合いだけでは回復できないと判断した場合は、学校だけで解決しようとせず、カウンセラー等の専門家に相談することをアドバイスしますが、最終的に決断をするのは被害者本人です。本人の同意がない場合は無理強いしないことが大切です。

- (1) 「こうしたらいいよ」と指導をするのではなく、話を聞いて共に考えるという姿勢で接します。
- (2) 「あなたは被害者であって、相談をしてくれたのだから、あなたのために一緒に考えていきたい」という姿勢で相談します。
- (3) 児童・生徒が混乱しているなど、感情の起伏が激しい時は、カウンセラー等の専門家に相談する必要があります。
- (4) 加害教職員をどうしてほしいのかは、児童・生徒の選択を尊重しながら対応にあたります。児童・生徒は無力感にさいなまれていることが多いため、自己決定する力まで奪わないことが大切です。児童・生徒の意見を最大限尊重します。

Q9 被害を受けた児童・生徒へのケア体制をどのように構築すればいいのですか？

A9 セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた児童・生徒へのケアとサポートにあたって、最も重要な観点は、人間関係（自尊感情を含む）の再構築です。児童・生徒を取り巻く仲間作りと学校の指導体制の構築が必要です。

1 心のケアに取り組むための学校体制づくり

児童・生徒が被害にあったら、まず、できる限り被害者が信頼している同性の教職員でケアすることが大切です。スクールカウンセラー等の活用をはじめとする心のケアのための体制づくりが必要です。常に複数の教職員が児童・生徒を見守りサポートできるようにします。

被害者の立場で考える支援体制のなかで、被害を受けた児童・生徒の心の回復を図る必要があります。その際、二次被害を受けることのないように配慮する必要があります。

2 児童・生徒をとりまく人間関係の再構築

「私は悪くない」ということを被害者が認識し、自尊感情を育むよう支援することが基本です。また、児童・生徒を日常的にケアし、サポートできる学校での仲間関係、すなわち、被害を受けた児童・生徒が、学校に居づらくなることのないように配慮をします。

3 保護者との連携

学校は家庭と連携し、被害児童・生徒のケアに努めなければなりません。学校（複数の教職員）と保護者との信頼関係をさらに強化するとともに、保護者に対してのケアの必要性について検討をします。

4 校内の相談窓口の活用と関係機関との連携

児童・生徒及び保護者の相談に応じるため、学校はセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口について周知を図り、十分に活用することが大切です。また、相談にあたる教職員は、問題を抱え込まずケース会議を行うなど、情報の共有化を図り、必要に応じて校外の専門家等とも連携します。

5 児童・生徒の心の回復を最優先に

事象の一定の解決の後、被害を受けた児童・生徒が、表面的に回復したように見える場合でも、内面的には深く傷を受けている場合があります。周囲の人たちは、被害児童・生徒の内面の回復にも、十分に時間をかけて温かく見守ることを忘れてはいけません。

Q10 管理職の加害者(加害の疑いのある者を含む)への対応の留意点は何ですか？

A10 教職員への聞き取りや指導は管理職の責務となります。また、学校運営体制にかかわるいくつかの留意点があります。

1 被害児童・生徒と加害者とされる教職員を速やかに分離する

- (1) 聞き取りにより加害事実が確定するまで、その教職員は加害者とは断定できませんが、被害を訴えた児童・生徒が心理的な圧迫を受けないためにも、速やかに被害児童・生徒と加害者とされる教職員を分離します。
- (2) 校長は、加害者とされる教職員に事情を説明したうえ、分離し、速やかに事実確認に努めます。

2 加害者への対応の留意事項

- (1) 訴えがあれば、被害を受けた児童・生徒の立場にたって、十分な事実確認を踏まえ、加害の事実確認作業をします。
- (2) 速やかに複数の教職員で聞き取りを行います。その際、守秘義務を遵守します。
- (3) 感情的に接しないこと。加害の疑いのある者への対応として、予断・偏見を持たず、客観的に事実を確認します。
- (4) 加害者とされる教職員が事実を否認した場合においても、被害者の立場を尊重し、客観的な事実究明のための取組を行います。そのために、必要に応じて第三者からも情報を収集するなどします。その際には、誰から情報を収集するかについて、被害を受けた児童・生徒の承認を得るようにします。
- (5) セクシュアル・ハラスメントの情報提供者を加害者に明かしてはいけません。
- (6) 内容の記録を必ず取り、加害者本人にその内容を確認します。
- (7) 加害者が否認することで、被害者が「うそをついている」という立場から、二次被害に遭うことがないように配慮します。
- (8) 校長は、教育委員会と速やかに連携をとりながら、加害者とされる教職員への事実確認と対応に当たります。

Q11 その他、取組を行う際の留意点は何ですか？

A11 以下の点に留意する必要があります。

1 情報の管理の徹底

被害者の人権・プライバシーに配慮することが大切です。情報の漏洩は被害児童・生徒にとっても加害者とされる教職員にとっても、また周りの児童・生徒や教職員にとっても大きな苦痛と混乱を招きます。また、被害を受けた児童・生徒が二次被害を受けることになるので、情報管理は徹底します。

2 全教職員に対して

- (1) 大阪府教育委員会「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成11年3月）の趣旨を確認します。
- (2) セクシュアル・ハラスメント等についての個人情報、事実関係と経過の報告をします。
- (3) 子どもの人権を尊重する意識を確認し、被害者のプライバシーと人権に十分配慮し、救済及び問題解決を図ります。
- (4) 課題を明確にし、学校総体として取組む方向性を確認し、再発防止のための校内体制を整備します。

3 周囲の児童・生徒及び保護者に対して

学校の児童・生徒及び保護者の誤った認識や憶測は、二次被害につながります。

- (1) セクシャル・ハラスメントは許すことのできない行為であるとの姿勢や、学校・教職員全体が毅然とした態度を示します。
- (2) 必要に応じて、被害者の人権とプライバシーに十分配慮し、事実関係や経過の概略を報告するなど学校としての説明責任を果たします。
- (3) 学校の取組と今後の学校運営について理解と協力を得て、信頼回復に努めます。

4 加害者とされる教職員に対して

被害者及び保護者に対し、誠意ある対応をし、信頼回復に努めるために、加害者とされる教職員への対応には、次の点に留意します。

- (1) 被害者及び保護者の気持ちと意向を最大限に尊重します。
- (2) 被害者の保護者に事実関係を報告するとともに、学校として謝罪を行い、加害者とされる教職員に誠意ある謝罪を行わせるようにします。また、その謝罪に対し、被害者がそれを受け入れることを強要してはいけません。
- (3) 加害者に自らの行為について振り返らせ、問題点や反省点とともに、再発防止についての課題を考えさせます。

5 教育委員会等との連携

- (1) 校長は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会とともに、問題解決にあたります。
- (2) 関係諸機関との連携を図ります。（第8章参照）

第6章 セクシュアル・ハラスメントが生じたときの学校の対応 (まとめ)

これまで述べてきた事柄を整理して、実際にセクシュアル・ハラスメントが生じた際に学校としてどのように取組を進めていけば良いのかという点についてまとめました。

セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、解決に向け迅速かつ適切に取り組むこととなりますが、その際のポイントは大きく次の3点を挙げることができます。

「被害にあった児童・生徒が元気を出せるようになる」ということを最優先します。このためには、学校はまず被害の児童・生徒の立場を考え、被害児童・生徒の気持ちに寄り添った取組を行うことが重要です。

加害者とされる教職員への聞き取りを通じて事実を確認し、事実が認定されたならば、その行為に至った原因は何であるかを明らかにします。そして、加害者は自らの行為についてきちんと反省し、謝罪し、社会的・道義的責任を果さなければなりません。

再発防止のための学校体制を構築する。そのためにはすべての教職員が力をあわせて、生じた事象の問題点を探り出し、教訓化する取組が必要です。

セクシュアル・ハラスメントの事象が生じたときの学校の対応（フロー図）

事象の生起

生徒や保護者からの訴えによる
教職員が発見する
相談機関からの連絡による



情報管理

(Q11 参照)
被害者の人権・プライバシーの尊重
情報提供者の氏名を明かさな
い
噂や憶測が教職員や児童・生徒の間
で流布しないよう留意する（二次被
害の防止）

被害の訴えがあった時(Q8 参照)

被害を受けた児童・生徒からの聞き取りに際して
複数の教職員が相談にあたり、少なくとも1名は相談者
と同性の者が加わる
相談に用いる部屋は相談者のプライバシーを守ること
ができるよう配慮し、相談者がゆったりした気持ちで話
せる雰囲気をつくる
先入観を持って相談にのぞまないこと。被害者の内面に
配慮して相談を受ける
相談者の立場に立ち、その主張を十分に聞く
児童・生徒のペースで話を聞き、同じことを繰り返し
ては聞かないなど、相談者の心理的負担を軽くするよう
配慮する
児童・生徒の自尊感情を大切にされた対応を心がける
相談者と相談の対象となっている者を、同席させて話を
聞くことのないよう留意する
事実関係を的確に把握し、その内容を相談者に確認する
とともに了解を得た上で記録する
第三者からの聞き取りに際して
校長は必要に応じて第三者から聞き取りを行うなど、事
象の客観的な把握のための努力をする
加害者とされている者からの聞き取りに際して
(Q10 参照)
セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かは受け手
側の判断が重要であることを確認する
他の場面でも同様な行為が無いかどうかを確認する
教育委員会との連携をとる

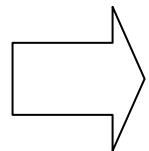
保護者等の理解と協 力

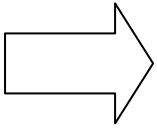
学校の取組の基本姿勢を
伝え、理解と協力を得る
誠意ある対応をし、信頼
を回復する
教育相談を通じて、関係
児童・生徒にも配慮する
被害者の保護者に対しても
ケアが必要かを検討する



被害児童・生徒のケア(Q9 参照)

被害児童・生徒から信頼を得ている同性の教職員がケアに当たる
被害の訴えがあった時点で、まず被害者の立場に立ち、支援する体制を作る
被害者自身が自分を責めることがないよう、折にふれ「あなたは悪くない」と
いうメッセージを伝える
保護者と信頼関係を構築するよう、連携に努める
二次被害を受けることがないよう、最大限配慮する
被害者と加害教職員を分離するようにする





指導

(Q11 参照)

加害者に対して

被害者の心情を最大限配慮した指導を行う

セクシュアル・ハラスメント等についての事実関係の確認を行う

自らの行為を振り返り、反省を促し、再発防止について課題を考えさせる

誠意ある謝罪を行わせる

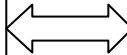
全ての教職員に対して

(Q11 参照)

「セクシュアル・ハラスメントを防止するために」の趣旨を確認する

児童・生徒の人権を尊重すること再確認し、被害者のプライバシーに十分配慮しつつ、問題解決に努める

事実経過の報告をし、共通認識を持つ

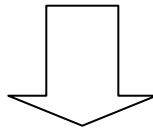


教訓化と再発防止

事象の要因や背景を分析することにより学校における取り組むべき課題を明らかにするとともに、再発防止のための対策を講じる。その際、個人情報の保護に留意し、守秘義務を厳守する
全教職員へ事実関係を周知することにより、学校全体として課題の共通理解を図る。その際、本人や保護者等の理解と協力を求める

学校として、不十分な点について、検証し、再発防止のための具体的取り組みを推進する

必要に応じて、他の保護者等に対しても、学校の取り組みと再発防止方策を説明する



謝罪

(Q11 参照)

被害児童・生徒及び保護者の気持ちを最大限尊重する

被害児童・生徒の保護者に事実関係を報告するとともに、学校として謝罪する

加害教職員による謝罪の場を設ける

被害者及び保護者に対し、誠意ある対応をし、信頼回復に努める

第7章 事例研修を通して、セクシュアル・ハラスメントへの理解を深めるために

第7章は教職員研修における教材として活用するために、作成した章です。学校において、具体的事例についてケーススタディの形式で研修を行うことは大変有効なことです。

その趣旨を理解し、教職員研修等において、この「QA集」を教材として活用し、教職員一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントに対する理解を深め、セクシュアル・ハラスメントが生じた際に機を逸することなく、適切に対応ができるよう、人権意識の一層の高揚に努めていただきたいと思います。また、被害者の気持ちを考えることにより、児童・生徒の発するシグナルについても意見交換をしてください。

ここで紹介する事例はプライバシー保護の観点から、いくつかの事例でみられる要素を加味し、セクシュアル・ハラスメント防止のための教材として作成したものです。

実際に生じたものを直接とりあげたものではありませんが、これらの事例を教材として、それぞれの指導の過程での問題点、適切な指導のあり方など、実践的な校内研修を重ねていくことで教職員の人権意識を高める工夫をしてください。事例を用いた研修方法を示していますので、下欄の研修の流れを参考に、校内研修で活用してください。

研修の流れ

次ページからの参考事例を用いて、研修をおこなう流れを次に示します。

事例文を読む

被害者の気持ちを考える

各自で、問題点を考え、発表しあう

討議にあたって（例示）を参考にして、グループで話し合う
グループごとの発表を行い、教職員全体の共通理解を深める

*「討議にあたって」の観点については、これを参考に活発な討議により、研修を深めてください。また、これ以外にも各校の実態や課題に合わせて、討議し、セクシュアル・ハラスメントについて共通理解を深めることもできます。

Q7・Q8・Q9・Q10等でも、問題事象が生じた時の対処について記述していますので、そちらも参照してください。

【注意】

セクシュアル・ハラスメントの行為によっては、性犯罪となる場合があります。

児童・生徒から警察へ被害届が出され、性犯罪として扱われることに留意しなければなりません。

(1)「冗談」じゃ、すまされない。

A：事例

Dさん(女子生徒)は、運動会の練習があるので、カーテンのない教室で着替えていると、今日もまた教科担当のE教諭(男性)が入ってきました。E教諭はいつも「あっ!ごめん」と言いながら、Dさんたちが着替えている教室に入って来ます。そして、笑いながらすぐに出ていくのです。E教諭は冗談のようにふるまっていますが、女子の生徒はいやがっています。いつ入ってくるかわからないから、落ち着いて着替えることができないのです。

また、部活動で校庭を走っていたら、E教諭が「D、おまえ、胸ゆれているぞ」と言いました。もう、許せないと思って、怒ったら「ゴメンゴメン!冗談、冗談!セクハラって言わんといてな」と言います。

Dさんは、勇気をふりしぼって、F教諭(女性)に訴えにいきました。F教諭は、ゆっくりと話を聞いてくれましたが、最後に「E先生も悪気はないのよ」と言われたので、Dさんは、うつむいてしまいました。

B：特徴

被害者Dさん：中学1年生 女子

被害の態様：性的な発言

E教諭とDさんの関係：教科担当と生徒

事態が発覚した経路：被害者本人がF教諭(女性)に相談

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

E教諭のどこに問題がありますか。

最初の相談者(F教諭)の受け止めかたはどうでしょうか。
また、この後、F教諭はどのように対応すればよいでしょうか。

学校の相談体制に問題はないですか。

(2)「これって、セクハラちがうん？」

A：事例

Dさん(女子生徒)は、運動系クラブに所属しています。顧問のE教諭(男性)とは、友だちみたいな関係で楽しくクラブ活動をしていました。この間、足首をねんざしたみたいで痛がっていると、E教諭はすぐに見に来てくれました。ところが、痛いのは足首なのに、教諭はふくらはぎからふともものほうも「ここはだいじょうぶか？」と言って触りました。いやな感じがして、「ぞくっ～」としました。「どうしてふとももさわるのかな?」「これって、もしかしてセクシュアル・ハラスメントなのかなあ?」と思いましたが、何も言えませんでした。Dさんは「気にしていないから」とは言っていますが、それから、E教諭の顔を見るとそのことを思い出して、すこし恐くなります。友だちのFさん(女子生徒)がDさんのことを心配して、担任のG教諭(男性)に伝えました。そこでG教諭はDさんに、「Fさんから、E先生とのことを聞いたよ。顧問の先生と直接話して、確かめてみよう。一緒に行ってやる。」と言います。でも、Dさんは、なんだか怖いのです。

B：特徴

被害者Dさん： 中学2年生 女子
被害の態様： 不必要な身体接触
E教諭とDさんの関係： クラブの顧問教諭と部員
事態が発覚した経路： 被害者の友人からの通報

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

E教諭のどういう点が問題だったのでしょうか。

最初の相談者(担任のG教諭)の受けとめと初期対応はどうでしょうか。

Dさんは何を怖がっているでしょう。

(3) クラブの指導中に・・・

A：事例

Dさん(女子生徒)は、高校入学後すぐに、体育系のクラブに入部しました。このクラブは、大会の優勝経験もある強豪チームで、練習も厳しいことで有名でした。顧問のE教諭(男性)は、学校内はもとより保護者からも絶大な信頼を得ていました。

1年生のトレーニングに、時々、E教諭が来ては、指導だと称して腰の部分をさわるので、Dさんは大変不快に感じていました。断りたかったのですが、同じ1年生の新入部員たちも我慢してE教諭の指示どおり動いていたので、Dさんも「強くなりたい」という思いで耐えることにしました。

しかし、E教諭のDさんに対する行為はしばらく続きました。やがて、放課後に教科準備室にひとり呼ばれ、マッサージをするように言われるようになりました。

Dさんは我慢を重ねていましたが、2学期の秋頃からクラブの練習が近づくと腹痛がおこるようになり、次第に学校も休みがちになりました。保護者が不審に思い、Dさんに問いただしたところ事実が明らかになりました。やむなく保護者は、校長に訴えましたが、校長は、E教諭が生徒指導上、校内においても、また、地域からも信頼の厚い人物なので、ことが大きくならなければならないと思っています。

B：特徴

被害者Dさん：高校1年生 女子

被害の態様：身体への不必要な接触

E教諭とDさんの関係：クラブの顧問教諭と部員

事態が発覚した経路：被害者本人の不登校を不審に思った保護者からの相談

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

E教諭のクラブの指導には、どこに問題がありますか。

校長として、どう対応すべきですか。

(4) 誰にも言えなくて・・・

A：事例

Dさん（女子児童）は、学級の清掃活動や掲示物の張り替えなど、何でも頼まれたことは素直に手伝い、学級担任のE教諭（男性）は、Dさんをたいへん重宝がっていました。

Dさんも、放課後なにかと一人だけ呼ばれて遅くなることもありましたが、できるかぎり手伝いをしていました。ある日の放課後、教室でE教諭と二人で掲示物を作成していたところ、E教諭の手がDさんの肩にのびてきました。E教諭は、「君が可愛いから」「君が素直で良い子だから」と言いながら、さらに髪と背中を撫でました。Dさんは突然のことに声も出ませんでした。

それから、しばしばE教諭はDさんを放課後残して、学級活動の手伝いをさせたり、補充的な学習をおこなったりしました。そして、その度に、Dさんに対するこのような行為は何度か繰り返されました。断ろうと思うことは度々ありましたが、そのたびに「このことをおかあさんに言うと、変に心配するよ」「ことわらなかったから、Dさんも悪いのだよ。だから誰にも言わないほうがいいよ」と言われて、Dさんは誰にも相談できず悩み続けていました。

しかし、放課後ひとり残されているDさんのことは、次第に学校のなかで噂となり、生徒指導担当のF教諭（男性）にも伝わりました。F教諭は、校長に報告し、Dさんに事情を聞くことにしました。その際、G養護教諭（女性）に同席してもらうこと、そして、保護者と連絡を取りながら進めることを確認しました。

B：特徴

被害者Dさん：小学校5年生 女子

被害の態様：不必要な身体接触・長期間にわたる行為

E教諭とDさんの関係：学級担任教諭と生徒

事態が発覚した経路：学校のなかで噂となり、生徒指導担当教諭が対応

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

なぜ、早期発見に至らなかったのでしょうか。

学校体制のどこに問題がありますか。

F教諭の対応はどうでしょうか。

(5)とにかく、こわかった。

A：事例

Dさん(女子児童)は休憩時間などによく養護学級のプレイルームに行き、ゲームをしたり、バルーンで遊んだりしていました。プレイルームの担当はE教諭(男性)で、毎日のようにプレイルームに遊びに行っていたDさんは、この教諭に親しんでいました。

ある日、Dさんがお気に入りの大きなバルーンに乗って遊んでいたところ、何だかお尻のところが変な感じがしました。ふりむくと、E教諭が後ろにいて、Dさんの腰の部分に触っていました。何をされているのか、よくわからなかったのですが、恐怖感で身体がこわばりました。バルーンから降りて、家に帰ろうとすると、E教諭が「このことは、誰にも話したらだめだよ。先生とふたりの秘密だよ。」と言いました。Dさんは走って家に帰りましたが、思い出すとこわくなって、保護者にも言えませんでした。

Dさんの保護者は、子どもが落ち着きがなく、不安定な様子を見て、数日後Dさんに事情を聞きました。するとDさんは、E教諭の行為を思い出して、怖さと混乱で泣きはじめました。Dさんから聞き出した事態の深刻さに保護者は驚きました。校長にすぐに連絡をしたところ、E教諭を呼び事実確認をしましたが、E教諭は「スキンシップのつもりだった」「後ろから落ちないように支えただけ」「子どもの思い過ごしだ」と答え、セクシュアル・ハラスメントであることを認めませんでした。保護者は校長から、事実確認が取れないことを聞きましたが、「自分の子だけではなく、他の子も被害を受けているのでは」と、懸念しています。

校長は、他の教諭から事情聴取をして、E教諭の行為に対して今では確信が持てるようになっていきます。

B：特徴

被害者Dさん：小学3年生 女子

被害の態様：性的行為、不必要な身体接触

E教諭とDさんの関係：養護学級担任と児童

事態が発覚した経路：被害者の保護者からの申告

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

自分で申告できない児童・生徒に対してどのように取組を進めればいいですか。

E教諭が今後もずっと、否認した時はどうしますか。

校長はこの後どのように事態を処理すべきでしょうか。

(6)「やめてください。」

A：事例

11月のある日のこと、Dさん(女子生徒)は、教科担当のE教諭(男性)に放課後ときどき勉強を教えてもらっていたので、今回も期末テストにむけて分からないところを質問することになっていました。学習室によばれ、E教諭と問題を解いていましたが、E教諭が突然肩に手を回し、胸の方へ手を伸ばしました。Dさんは驚いて、その場で「やめてください」と訴え、すぐにその場を立ち去りました。

頭の中が真っ白になって、身体はガクガクと震えましたが、足早に学校を去りました。少し時間が経つと、恐ろしさと悔しさで胸がいっぱいになり、涙があふれてきました。仲の良い友人に電話をして相談したところ、「それはセクシュアル・ハラスメントだ」「泣き寝入りをしてはいけない」「協力するよ」と勇気づけられました。

そこで、Dさんは、翌朝すぐに、友人と一緒に、中学校の生徒指導の担当のF教諭(男性)に訴えました。F教諭はすぐに校長に報告し、校長はE教諭から事情を聞き取りました。

B：特徴

被害者Dさん：中学3年生女子

被害の態様：性的行為の強要(性犯罪)

E教諭とDさんの関係：教科担当教諭と生徒

事態が発覚した経路：被害者本人からの申告

C：討議にあたって

Dさんの気持ちを考えてみましょう。

Dさんのように「やめてください。」と言ったり、学校に訴え出る力を児童・生徒につけるにはどのような取組を進めれば、よいでしょうか。

最初の相談者(生徒指導担当F教諭)のDさんに対する支援はどうでしょうか。

学校は再発防止のために、どのような取組を行うべきですか。

(7)「男」だったら、恥ずかしがるな？

A：事例

新任2年目のD教諭(女性)は、中学1年生の担任をしています。ある日、授業をしていると、運動場側の座席に座っていた生徒たちが外を見てクスクスと笑っています。D教諭は不審に思って、運動場を見ると、なんと自分のクラスの男子生徒たちが水着一枚で走っているのです。どうやら、プールの授業で不真面目であったために、体育科担当のE教諭(男性)に罰として水着で走らされることになったようです。

昼食時に教室の様子を見に行くと、他学年からも生徒たちがからかいに来ています。教室では平気な様子の生徒もいましたが、体型のことと体毛が深いことではからかわれて泣きそうになっている生徒もいました。

D教諭は、E教諭に相談しましたが、「男だったら、そんなことくらい恥ずかしがっていてどうする」と言われ、それ以上何も言えません。しかし、D教諭はふさぎこんでいた生徒Gの様子が気になります。

B：特徴

被害者：中学1年生の男子生徒たち

被害の態様：懲罰として性的羞恥心を引き起こさせる行為
(男子生徒に対するセクシュアル・ハラスメント)

加害者と被害者の関係：教科担当教諭と生徒

事態が発覚した経路：当該クラスの担任教諭

C：討議にあたって

中学1年生の男子生徒の気持ちを考えてみましょう。

E教諭の指導のどこに問題がありますか。

D教諭の相談に対してのE教諭の受けとめかたはどこに問題がありますか。

生徒への事後の指導はどのような点に注意して行われるべきだと思いますか。

第8章 資料編

(1) 幅広い関係諸機関との連携協力

被害者の救済と心のケアを最優先に対応し、その際、必要に応じ校外の専門機関等とも連携することが大切です。関係諸機関には以下の機関があります。

大阪府教育センター（すこやか教育相談）

子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06 - 6607 - 7361

Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06 - 6607 - 7362

Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06 - 6607 - 7363

Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

（すこやか教育相談） FAX 06-6607-9827

- ・相談の対象は子ども・保護者・教職員です。
- ・費用は無料です。
- ・相談受付時間は、電話・面接相談 月曜日～金曜日は午前9時30分～午後5時30分まで（祝日、年末年始は休みです）
- ・学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、専門の女性相談員が相談に応じます。毎月第2・第4木曜日午後1時45分～午後5時15分です。
- ・Eメール・FAX相談 24時間窓口設置（但し、回答は後日）しています。

大阪府教育委員会教育振興室

児童生徒課 電話(06)6941-0351 (3431) FAX(06)6944-6888

障害教育課 " (4733) " (06)6944-6902

保健体育課 " (3471) " (06)6941-4815

子ども家庭センター

大阪府中央子ども家庭センター

電話(072)295-8838 FAX(072)295-8217

池田 " 電話(0727)51-2858 FAX(0727)54-1553

吹田 " 電話(06)6389-3526 FAX(06)6369-1736

寝屋川 " 電話(072)828-0161 FAX(072)828-5319

東大阪 " 電話(06)6721-1966 FAX(06)6720-3411

富田林 " 電話(0721)25-1172 FAX(0721)25-1173

岸和田 " 電話(0724)45-3977 FAX(0724)44-9008

大阪府立女性総合センター(ド-ンセンター)

電話(06)6937-7800

大阪府こころの健康総合センター

電話(06)6607-8814

大阪府警察本部性犯罪被害相談(ウ-マンライ)

電話(06)6961-0110

市町村教育委員会のセクシュアル・ハラスメント相談窓口担当部課名

市町村名	所在地	主管部課名	電話
豊中市	〒560-8501 豊中市桜塚3-1-1	教職員課	06-6858-2525(代)
池田市	〒563-8666 池田市城南1-1-1	教育部教職員課	072-752-1111(代)
箕面市	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1	教育推進部学校教育課	072-723-2121(代)
能勢町	〒563-0392 豊能郡能勢町宿野29	生涯教育課	072-734-2451(代)
豊能町	〒563-0213 豊能郡豊能町余野414-1	総務課	072-739-3426(直)
吹田市	〒564-0041 吹田市泉町1-3-40	学校教育部教職員課	06-6384-1231(代)
高槻市	〒569-8501 高槻市桃園町2-1	学校教育部指導課	072-674-7612(代)
茨木市	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	学校人権教育課・教職員課	072-622-8121(代)
摂津市	〒566-8555 摂津市三島1-1-1	人権同和教育室	06-6383-1111(代)
島本町	〒618-8570 三島郡島本町桜井2-1-1	学校教育課指導課	075-961-5151(代)
守口市	〒570-0083 守口市京阪本通2-14-13	人権教育課・教育センター	06-6997-2061(直)
枚方市	〒573-0027 枚方市大垣内町2-1-20	学校教育部指導課	072-841-1221(代)
寝屋川市	〒572-8511 寝屋川市錦町8-13	学校教育部学務課	072-824-1181(代)
大東市	〒574-8555 大東市谷川1-1-1	学校教育課	072-872-2093(直)
門真市	〒571-0055 門真市中町1-30	人権教育課・学校教育課	06-6900-1904(代)
四条畷市	〒575-8501 四条畷市中野本町1-1	学校教育部人権教育課	072-877-2121(代)
交野市	〒576-0052 交野市私部2-29-1	指導課・人権教育指導課	072-810-0522(直)
東大阪市	〒577-8521 東大阪市荒本50-4	教職員室・学校教育推進室	06-4309-3265(代)
八尾市	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	指導課・教職員課・教育相談所・人権教育室	0729-91-3881(代)
柏原市	〒582-8555 柏原市安堂町1-43	教育部指導課	0729-72-1501(代)
富田林市	〒584-8511 富田林市常磐町1-1	指導室	0721-25-1000(代)
河内長野市	〒586-8501 河内長野市原町396-3	学校教育課	0721-53-1111(代)
松原市	〒580-0043 松原市阿保1-1-1	教育推進課	072-334-1550(代)
羽曳野市	〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1	学校教育課	0729-58-1111(代)
藤井寺市	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1	学校教育課	0729-39-1111(代)
大阪狭山市	〒589-8501 大阪狭山市狭山1-2384-1	学校教育課	072-366-0011(代)
太子町	〒583-8580 南河内郡太子町山田88	教育総務課	0721-98-5533(代)
河南町	〒585-8585 南河内郡河南町大字白木1359-6	学校教育課	0721-93-2500(代)
美原町	〒587-8585 南河内郡美原町黒山167-1	学校教育課	072-361-1881(代)
千早赤阪村	〒585-0041 南河内郡千早赤阪村大字水分263	指導課	0721-72-1300(直)
堺市	〒590-0078 堺市南瓦町3-1	学校指導課	072-233-1101(代)
泉大津市	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	指導課	0725-33-1131(代)
和泉市	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	人権教育課	0725-41-1551(代)
高石市	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	学事課・人権教育推進室	072-265-1001(代)
忠岡町	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	学事課	0725-22-1122(代)
岸和田市	〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	総務課・学校教育課・人権教育課	0724-23-2121(代)
貝塚市	〒597-8585 貝塚市畠中1-18-4	学事課・教育指導課	0724-33-7108、0724-33-7113(直)
泉佐野市	〒598-8550 泉佐野市市場東1-295-3	人権教育室・教育振興課	0724-63-1212(代)
泉南市	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	学務課	0724-83-0001(代)
阪南市	〒599-0292 阪南市尾崎町35-1	学校教育課	0724-71-5678(代)
熊取町	〒590-0495 泉南郡熊取町野田1-1-1	学校指導課	0724-52-1001(代)
田尻町	〒598-8588 泉南郡田尻町大字嘉祥寺375-1	学事課・指導課	0724-66-5022(直)
岬町	〒599-0303 泉南郡岬町深日2000-1	学校教育課	0724-92-2001(代)

(2) 参考資料

国が策定した法令等

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（平成9年法律第92号）
- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針（平成10年労働省告示20号）
- ・人事院規則 10-10（平成10年11月）セクシュアル・ハラスメントの防止等
- ・文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定の制定等について（平成11年3月）
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止等のために文部省職員が認識すべき事項についての指針（平成11年3月）
- ・文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程及び同運用通知対照（平成11年3月）
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）

府教育委員会がこれまで取りまとめた「基本的な考え方及び通知文」

- ・「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成11年3月）
- ・「障害のある児童・生徒の指導や介助方法における留意点 セクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成12年7月）
- ・「児童・生徒に対する性的暴力を防止するために」（平成13年12月）
- ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」